

〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和3年9月1日 至 令和4年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人いとう耳鼻科
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 鹿児島県いちき串木野市曙町95番地
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成11年6月30日
- (4) 設立登記年月日 平成11年9月13日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	伊東 小都子	院長 (管理者)
理 事	伊東 一則	
同	伊東 紀子	
監 事	ハクスタブル由季奈	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	いとう耳鼻科	鹿児島県いちき串木野市曙町9 5番地	

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
指定障害者福祉サービス事業 (就労継続支援B型) ワークスペース i	いちき串木野市生福9881番 地10	
指定障害者福祉サービス事業 (共同生活援助) ナカヨシハウス ナカヨシハウス (グランジュテ)	いちき串木野市御倉町206 いちき串木野市曙町95番地3	
指定特定相談支援事業 指定一般相談支援事業 (地域移行支援) 指定障害児相談支援事業 スマイルスペース i	いちき串木野市生福9881番 地10	
指定障害児通所支援事業 (児童発達支援・放課後デイサービス) あいあいスペース きっずスペース i	いちき串木野市生福9881番 地10	
病児・病後児保育事業 あいあいきっず	いちき串木野市曙町95番地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和3年10月19日 令和3年度決算の決定

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

- (9) その他

法人名 医療法人いとう耳鼻科

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県いちき串木野市曙町95番地

財 産 目 録
(令和4年8月31日現在)

1. 資 産 額	419,984 千円
2. 負 債 額	414,261 千円
3. 純 資 産 額	5,723 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	54,970
B 固 定 資 産	365,014
C 資 産 合 計 (A+B)	419,984
D 負 債 合 計	414,261
E 純 資 産 (C-D)	5,723

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人いとう耳鼻科

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県いちき串木野市曙町95番地

貸借対照表
(令和4年 8月 31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	54,970	I 流動負債	116,722
II 固定資産	365,014	II 固定負債	297,539
1 有形固定資産	207,416	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	152	負債合計	414,261
3 その他の資産	157,444	純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科目	金額
		I 出資金	5,000
		II 利益剰余金	723
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	5,723
資産合計	419,984	負債・純資産合計	419,984

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人いとう耳鼻科

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県いちき串木野市曙町95番地

損 益 計 算 書

(自 令和3年9月1日 至 令和4年8月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	61,341
2 事業費用	132,534
本来業務事業損失	71,193
B 附帯業務事業利益	
1 事業収益	173,363
2 事業費用	265,069
附帯業務事業損失	91,706
事業損失	162,899
II 事業外収益	1,639
III 事業外費用	1,736
経常損失	162,994
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	162,994
法人税等	71
当期純損失	163,065

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人いとう耳鼻科
所在地 鹿児島県いちき串木野市曙町9-5番地

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員				賃借料支払い (注) 1	13,051	地代家賃	1,087
役員				賃借料支払い (注) 1	3,888	地代家賃	324
役員				賃借料支払い (注) 1	600	地代家賃	50
役員				賃借料支払い (注) 1	1,920	地代家賃	160

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1 不動産の賃借料は、近隣相場を参考にしている。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人いとう耳鼻科
理事長 伊東 小都子 殿

私は、医療法人いとう耳鼻科の令和3年度会計年度（令和3年9月1日から令和4年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年10月19日

医療法人いとう耳鼻科
監事 ハクスタブル 由季奈

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。